

忘れずに受給の手続きを！

児童手当の現況届

児童手当の現況届は、受給者のさまざまな状況を確認し、適正に児童手当を支給するため大変重要な届出です。

現況届の提出が無い場合は、支給が受けられなくなりますので、必ず提出をお願いいたします。

■提出の対象者

現在、児童手当を受給している全ての方（公務員を除く）。対象者には「現況届」を送

付しますので、期限内に必ず提出をしてください。

※5月以降に初めて葦崎市にて申請した方（5月に第一子が生まれた方、または5月に転入した方）は対象外です。

■提出書類

・現況届
・受給者の健康保険証の写し（国民健康保険の方は不要）
・平成28年1月2日以降葦崎

市に転入された方は、前住所にて取得した平成28年度所得課税証明書

※市町村により取得できる時期が異なりますので、事前にお問い合わせください。

■提出期限

6月30日（木）

■問い合わせ

福祉課子育て支援担当
(内線 175・179)



麻しん(はしか)にご注意ください!

麻しんは毎年春から夏にかけて流行します。

麻しんとは・・・

感染力が非常に強く、感染すると発熱や咳、鼻水などの風邪症状が現れ、高熱と発疹を伴う感染症です。

予防するには・・・

予防接種が有効と言われています。なお、公費接種の対象年齢は下記のとおりですので、できる限り早めの接種をお願いします。

■対象者

麻しん風しん混合ワクチン

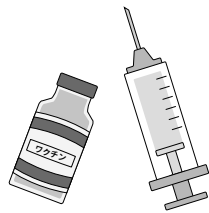
1期 生後12ヶ月～24ヶ月未満
(2歳の誕生日前日まで)

※1歳になったら、なるべく早く接種をお願いします。

2期 小学校就学前の1年間
(年長児)

※できる限り6月までに接種をお願いします。

※対象者には予診票を送らせていただきました。



■問い合わせ

保健課 健康増進担当 ☎ 23-4310

	平成27年度 (平成28年3月分まで)	平成28年度 (平成28年4月分から)	支給月
特別児童扶養手当(1級)	51,100円	51,500円	4・8・11月
特別児童扶養手当(2級)	34,030円	34,300円	
特別障害者手当	26,620円	26,830円	2・5・8・11月
障害児福祉手当	14,480円	14,600円	2・5・8・11月

※特別児童扶養手当は、平成28年8月支払(平成28年4月分～7月分)から変更になります。
※特別障害者手当・障害児福祉手当は、平成28年5月支払(平成28年2・3月分は変更前の額、平成28年4月分は変更後の額)から変更になります。

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の額を変更

全国消費者物価指数の変動や、国民年金法等の改正による手当額の特別水準の解消に伴い、平成28年度の手当額が表のとおり変更されます。

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の受給には所得制限があります。そのため、これらの手当を受給している方は、毎年、所得状況届を提出していただく必要があります。

8月上旬に対象者の方へ、市から届出用紙を送付しますので、指定期日までに提出をお願いします。

所得状況届の提出がない場合には、8月以降の手当が差し止められる場合もありますのでご注意ください。

■問い合わせ

福祉課障がい福祉担当
(内線 182・183)

